

令和7年度 静岡大学人文社会科学部「研究生」出願要領

【外国人留学生】

研究生について

本学において、特殊の事項につき研究を志望する者は、研究生となることができる。

出願資格

次の(1)～(3)の条件を満たす者

- (1) 研究事項について、静岡大学大学院規則第23条第3項の各号の一に該当する者（大学院修士課程修了者など）又は入学手続期間までに該当する見込みの者
- (2) 日本国籍を有しない者で、「出入国管理及び難民認定法」において「留学」の在留資格を有する者又は取得可能な者
- (3) 日本語能力試験N1レベル（旧1級）に合格した者、又は日本留学試験の日本語科目（読解、聴解・聴読解）の合計点が220点以上の者、若しくは十分な日本語能力があると指導教員が認めた者

※「留学」以外の大学院入学に支障のない在留資格を取得している場合は、日本人向けの出願要領を参照すること。

入学始期

研究生の入学は4月1日（前学期）を始期とする。

研究期間

研究期間は原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

検定料、入学料及び授業料

検定料	9,800円（出願時に納入）
入学料	84,600円（出願審査に合格した後、指定期日までに納入）
授業料	1ヶ月 29,700円（同上）

※ 払込後の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

- ① 検定料を払い込んだが出願しなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ③ 出願書類、出願要件に不備があり、出願が受理されなかった場合

志願者本人の申し出により検定料を返還する。なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担とする。

※ 文部科学省の定める標準額の改正等により金額が改定される場合がある。

※ 実験・実習等で必要とされる実費や保険料を、追加で徴収することがある。

出願期間

令和7年3月3日（月）～3月7日（金）

※ 本学HPの教員データベースで希望する研究分野や教員の連絡先を確認のうえ連絡をとり、受け入れの承諾を得ること。教員の連絡先が不明な場合は人文社会科学部学務係まで問い合わせること。

【静岡大学教員データベース：<https://tdb.shizuoka.ac.jp/RDB/public/Default.aspx?d=0004>】

※ 窓口受付時間は9:00～12:30 / 13:30～16:00（土日祝日を除く）

※ 出願書類は、本人又は代理人が人文社会科学部学務係に直接提出すること。郵送による提出は不可とする。

出願書類

- (1) 研究生入学願
…所定の用紙。予め指導教員の承認印を得ること。
- (2) 研究計画書
…所定の用紙。研究事項を決め、予め指導教員の承認印を得ること。
- (3) 研究生履歴書
…所定の用紙。写真貼付。
- (4) 修了証明書又は修了見込証明書
…最終学校のもの。本研究科修了生又は前年度も本研究科に出願した場合は提出不要。
外国語の場合は翻訳機関による日本語訳を添付すること。
- (5) 成績証明書
…最終学校のもの。本研究科修了生又は前年度も本研究科に出願した場合は提出不要。
外国語の場合は翻訳機関による日本語訳を添付すること。
- (6) 検定料 9,800円
…指定する窓口で納入した後、人文社会科学部学務係に領収書を提示すること。
- (7) 出願承諾書
…所定の用紙。官公庁、学校、会社等に在籍する者のみ提出。所属長の承諾書。
- (8) パスポートの写し
…名前（アルファベット）や有効期限、生年月日などが分かるページをコピーすること。
- (9) 在留カード
…両面の写しを提出すること。
- (10) 日本語能力試験（N1又は1級）成績通知書の写し又は日本留学試験（日本語）成績通知書の写し
…日本留学試験については、出願時点で過去4回以内に成績通知されたもの。日本国内の大学又は大学院で日本語を主たる言語とした課程を卒業・修了した者は提出不要。
- (11) 学費及び生活費の負担能力に関する申立書
…所定の用紙。在学期間中の学費及び生活費に充当する資金に関して、その負担者・負担方法等について具体的に書かれたもの。
- (12) あて名票
…所定の用紙。

選考方法

【選考】

- ・書類審査とするが、必要があれば面接をすることがある。面接を実施する場合、出願後本人に通知する。

【合否通知】

- ・合否の決定は、3月下旬までに、各出願者に通知する。

入学手続期間

令和7年4月1日（火）～ 4月3日（木）

- ※ 窓口受付時間は9：00～12：30／13：30～16：00（土日祝日を除く）
- ※ 入学手続書類は、本人が人文社会科学部学務係に直接提出すること。
- ※ 入学料・授業料が指定の期日までに納入されない場合は、入学を辞退したものとみなす。

入学手続書類

合格した者で入学を希望する者は、次の書類等を提出すること。
入学手続の詳細及び所定用紙は、合格通知と共に送付する。

- (1) 宣誓・保証書

- …所定の用紙。
- (2) 入学料 84,600円
…指定する窓口で納入した後、人文社会科学部学務係に領収書を提示すること。
- (3) 授業料 29,700円 × 在学予定月数
…指定する窓口で納入した後、人文社会科学部学務係に領収書を提示すること。
- (4) 修了証明書
…出願時に修了見込証明書を提出した者のみ。
- (5) その他、別に指定する書類
…合格通知の際に案内する。

その他

- (1) 研究期間終了の際は、「研究成果報告書」を人文社会科学部学務係へ提出すること。
- (2) 前学期の研究が認められた者が後学期も引き続き研究を希望する場合、又は後学期の研究が認められた者が翌年度前学期も引き続き研究を希望する場合など、当初予定した研究期間の延長希望する者は、指定期日までに「研究期間更新願」を人文社会科学部学務係へ提出すること。なお、研究期間は原則として1年以内であるため、研究期間が1年を超える更新を希望する場合は、「研究期間更新願」の他「事情書(様式任意)」を添付すること。また、研究期間の更新にあたり研究テーマが同一の場合は、入学料及び検定料は改めて徴収しない。
- (3) 研究期間を途中で短縮する場合は、期間変更希望日の1ヶ月前までに「研究期間変更願」を提出すること。
- (4) 授業料が未納の場合には、研究期間の更新(延長及び短縮)が認められない。
- (5) 障害がある等の理由により特別な配慮を希望する場合は、事前に本学のキャンパスを確認のうえ、出願前に人文社会科学部学務係へ申し出ること。
- (6) 人文社会科学研究科教授会が研究生に適しないと認めた者は、学期の途中においても除籍処分となる場合がある。

その他(留学生関係)

- (1) 日本国内に住所を有しておらず、これから「在留資格認定証明書」の発行を必要とする者で試験を受ける場合は、出願前に人文社会科学部学務係まで申し出ること。
- (2) 研究生が在留資格「留学」を取得するためには、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により、1週間に10時間以上の学修時間が必要である。
- (3) 静岡大学では留学生を対象とした日本語教育プログラムも用意しているが、専門の勉強に必要な日本語能力を身につけるための補助的なプログラムであるため、日本語のみを勉強したい場合は日本語学校等へ問い合わせること。

個人情報の取扱い

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「静岡大学個人情報管理規則」に基づいて次のとおり扱う。

- (1) 出願書類に記載された個人情報及び入学者選考に用いた試験成績については、①入学者選抜(出願処理、選考実施)、②合否通知、③入学手続き業務、④入学者選考方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用する。
- (2) 入学者の個人情報については、①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康管理等)、③授業料徴収、④入学者選考方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用する。

出願・照会先

静岡大学人文社会科学部学務係

住所 〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

電話 054-238-4217

E-mail jinbungakumu (アットマーク) adb.shizuoka.ac.jp